

保健室の利用について

学校生活の中で、思わぬけがや突然の身体の不調、病気などになることがある。こうしたときはできる限り早く適切な処置をしなければならない。

保健室は、学校の保健センターの役割をはたしており、救急処置、具合の悪い生徒の休養、健康診断、健康相談、各種保健調査、感染症予防などを行っている。

1. 保健室と救急処置

保健室はあくまでも応急処置を行う場所である。(内服薬は与えません) 家庭でのけがや、学校でのけがを翌日も続けて処置をすることはできません。

2. 保健室での休養

からだの調子が悪くなったり、気分が悪くなったりした時は、保健室で休養することができる。

授業中の場合は(教科)担任に申し出て、クラス保健委員の付添いで保健室へ行き養護教諭の処置や指導を受けて休養する。休養は、原則として1時間以内とする。

放課後の場合もこれに準ずる。

3. 健康相談

心身の健康についての相談や保健に関する情報の提供など、随時行っている。

4. 健康診断

身体計測のほか、内科・耳鼻科・眼科・歯科・尿などの検診検査がある。1年生は胸部X線撮影・心電図検査が加わる。